

監 第 4 1 号
平成 21 年 6 月 19 日

請求人 様

京都市監査委員 内 海 貴 夫
同 日 置 文 章
同 出 口 康 雄

住民監査請求について（通知）

平成 21 年 4 月 27 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、下記の理由により却下します。

なお、本件については、監査委員不室嘉和は、同法第 199 条の 2 の規定により除斥となります。

記

- 1 本件請求は、京都市（以下「市」という。）の職員が、特定の事業者と覚書を締結するなどして、平成 10 年 7 月 24 日から平成 18 年 3 月 7 日にその返還を受けるまで、山ノ本共同作業場の付属物置（以下「本件物置」という。）を当該事業者は無償で占有させた行為（以下「本件対象行為」という。）をもって、請求の対象とする財務会計上の行為とするものと解されるが、本件対象行為は、平成 18 年 3 月 7 日に当該事業者が市に本件物置を返還したことによって終了しているため、本件請求は、その対象とする財務会計上の行為である本件対象行為が終わった日から 1 年を経過した後に行われている。
- 2 そこで、この点について、請求人に対し、法第 242 条第 2 項ただし書に規定する正当な理由を示すよう補正を求めたところ、請求人から、次の内容の補正がされた。
 - (1)
 - ア 住民監査請求は、長、職員らによる違法又は不当な行為による地方公共団体の財産的損失の防止及び回復を目的とする制度であるから、当該行為によって地方公共団体に財産的損失が生じない場合は、損害賠償請求等を求める監査請求をすることができない。
 - イ 本件において市の損害の発生が確定したのは、大阪高裁平成 18 年（ネ）

第 2236 号使用料相当損害金支払請求控訴事件判決（以下「本件判決」という。）が確定した平成 20 年 5 月であり、請求人は、その時点より前において、本件請求において請求人が求めている措置（市に生じた損害について、職員に賠償請求をするよう市長に勧告すること）を求めて住民監査請求をすることは不可能であった。

ウ したがって、法第 242 条第 2 項本文にいう「当該行為の終わった日」とは、当該行為による損害が確定した日と解すべきであり、請求人は、本件判決の確定から 1 年を経過する前に本件請求を行ったから、本件について、同項の監査請求期間の徒過の問題は生じない。

(2) 仮に、本件請求につき監査請求期間の徒過の問題が生じるとしても、請求人は、本件判決の確定を請求人 A の平成 20 年 12 月 19 日付け情報公開請求によって知り、本件判決について相当期間の検討を加えたうえで本件請求を行ったから、監査請求期間の徒過につき、法第 242 条第 2 項ただし書に規定する正当な理由がある。

3 請求人は、上記 2 のとおり、本件対象行為が終わった日から 1 年以上経過した後本件請求を行ったことについて、財務会計行為が終わった日から 1 年を経過していない旨（上記 2(1)）、又は法第 242 条第 2 項ただし書に規定する正当な理由がある旨（同(2)）を主張するが、これらの主張は、いずれも認めることができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 上記 2(1)について

ア 上記 2(1)の主張は、法第 242 条第 2 項本文に規定する監査請求期間の起算点に関するものであり、請求人は、①住民監査請求制度の趣旨から、損失の発生が確定していなければ住民監査請求を行うことができないとしたうえで、②本件における市の損失の発生は本件判決の確定によって確定したとし、③本件判決の確定日をもって本件対象行為が終わった日と解するか、監査請求期間の起算日を同日とするべきである旨を主張するものである。

イ 請求人が指摘する住民監査請求制度の趣旨は、通常、財務会計上の行為又は怠る事実によって当該地方公共団体に損失が生じる可能性がない場合（例えば、負担の伴わない寄附の受納、条例に定めのない手数料の徴収等がある場合）に、住民監査請求をすることができないという意味において論じられることである。住民監査請求は、地方公共団体に確定的に損失が発生している場合だけでなく、損失が発生する可能性がある場合にも行うことができるものであるから、損失の発生が裁判上確定しなければ住民監査請求を行うことができないとする請求人の上記アの①及び②の主張は、住民監査請求の要件を極端に狭く解する独自の見解で

あって、採用できない。

ウ 本件について見れば、本件対象行為の違法を主張してこれにより市が被った損失の補てんを求める住民監査請求については、本件対象行為が終わる前にも行うことができたのであって、現に、本件請求に係る請求書においても引用されている平成 17 年 10 月 3 日付け住民監査請求は、その対象に本件対象行為を含むものである（当該請求に対する同年 12 月 2 日付け監査結果（同月 7 日付け監査公表第 527 号）第 3 2(4)ア）。

エ 以上から、本件請求に係る法第 242 条第 2 項本文に規定する監査請求期間の起算点について、請求人が主張する上記アの③のように解すべき理由は認められず、本件対象行為が終わった日は平成 18 年 3 月 7 日で、同日から監査請求期間を起算するものと解すべきであるから、請求人の上記 2(1)の主張は、採ることができない。

(2) 上記 2(2)について

上記(1)で述べたとおり、本件対象行為の存在及び内容については、平成 17 年 10 月 3 日付け住民監査請求に基づく監査結果の公表により、同年 12 月 7 日には一般市民が知ることができる状態にあり、市民は、当時から本件対象行為を対象とする住民監査請求を行うことができたのであるから、請求人が、本件対象行為が終わった日から 1 年を経過した後に本件請求を提出したことについて、法第 242 条第 2 項ただし書に規定する正当な理由を認める余地はない。

4 以上から、本件請求は、法第 242 条第 2 項の規定に適合しているとは認められない。